

議案第 6 3 号

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険条例（昭和34年境港市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「、又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 被保険者証の廃止に伴う罰則規定の改正（第9条関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による被保険者証の廃止に伴い、返還に係る罰則規定を削除する。

2 施行期日

令和6年12月2日

議案第 6 4 号

境港市税条例等の一部を改正する条例制定について

境港市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

(境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2中第15項を第16項とし、第7項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は7分の6とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年

境港市条例第24号)の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 職権による減免に係る規定の整備（第1条中第51条、第71条、第139条の3関係）
個人住民税、固定資産税及び特別土地保有税の減免について、大規模災害等が発生した際に、被災地における減免申請の負担を軽減するため、減免が適用されることが明らかな場合は、職権による減免を可能とする規定を追加する。
- 2 法律の改正に伴う整理（第1条中第56条関係）
私立学校法（昭和24年法律第270号）の一部改正に伴い、同法の条項を引用している規定について整理を行う。
- 3 固定資産税における「わがまち特例」の規定（第2条関係）
出力規模が10,000kw以上20,000kw未満の特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の減額措置について、地方税法（昭和25年法律第226号）の定める範囲内で特例割合を規定する。
当該設備については、現在、『税額の3分の1を減額』する特例措置を講じているが、このうち、木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換する設備については、『税額の7分の1を減額』する特例措置に縮減する。
- 4 施行期日
 - 1 及び 3 については、公布の日
 - 2 については、令和7年4月1日

議案第 6 5 号

境港市公園条例等の一部を改正する条例制定について

境港市公園条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市公園条例等の一部を改正する条例

(境港市公園条例の一部改正)

第1条 境港市公園条例（昭和40年境港市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項を次のとおり改める。

2 体育施設の利用

都市公園名	施設の名称	単位				金額
竜ヶ山公園	竜ヶ山球場	入場料を徴する場合	社会人野球	基本	1日につき	6,600円
				加算	入場料総額の100分の1.5	
			学生野球	基本	1日につき	3,830円
				加算	入場料総額の100分の1	
			軟式野球	基本	1日につき	2,730円
				加算	入場料総額の100分の0.5	
		入場料を徴しない場合	社会人野球	午前	一般	1,740円
					高齢者、障がい者	870円
				午後	一般	3,500円
					高齢者、障がい者	1,750円
				全日	一般	5,240円
					高齢者、障がい者	2,620円
			学生野球	午前	一般	860円
					高齢者、障がい者	430円
				午後	一般	1,740円
					高齢者、障がい者	870円
				全日	一般	2,600円
					高齢者、障がい者	1,300円
			軟式野球	午前	一般	960円
					高齢者、障がい者	480円
				午後	一般	1,960円
					高齢者、障がい者	980円
				全日	一般	2,920円
					高齢者、障がい者	1,460円
		練習の	社会人野球	一般	2時間につき	640円

		場合		高齢者、障がい者	2時間につき	320円
			学生野球	一般	2時間につき	300円
				高齢者、障がい者	2時間につき	150円
			軟式野球	一般	2時間につき	640円
				高齢者、障がい者	2時間につき	320円
	竜ヶ山 陸上競 技場	専用使 用の場 合	入場料を徴 する場合	午前		2,200円
				午後		3,300円
				全日		5,500円
		入場料を徴 しない場合	午前	一般		1,100円
				高齢者、 障がい者		550円
			午後	一般		1,630円
				高齢者、 障がい者		810円
			全日	一般		2,730円
				高齢者、 障がい者		1,360円

別表第1備考中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 高齢者とは、使用する人数のうち半数以上が70歳以上の者である場合をいう。

8 障がい者とは、使用する人数のうち半数以上が心身に障がいの有する者である場合をいう。

(境港市民体育館条例の一部を改正する条例)

第2条 境港市民体育館条例（昭和55年境港市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

別表を次のとおり改める。

1 境港市民体育館

区分	時間			昼間			夜間		全日
				午前9時 ～正午	正午 ～午後3時	午後3時 ～午後6時	午後6時 ～午後8時	午後8時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時
専用使用	大体育室	入場料 金等を 徴収し ない場 合	アマチ ュアス ポーツ	一般	1,640円	1,640円	1,640円	1,640円	7,600円
				高齢者、 障がい者	820円	820円	820円	820円	3,800円
			アマチュアスポ ーツ以外		27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	127,170円
	大体育室	入場料 金等を 徴収す る場合	アマチュアスポ ーツ		最高入場料 金等（税込 み）に100 を乗じて得 た額に 1,640円を 加算した額	最高入場料 金等（税込 み）に100 を乗じて得 た額に 1,640円を 加算した額	最高入場料 金等（税込 み）に100 を乗じて得 た額に 1,640円を 加算した額	最高入場料 金等（税込 み）に100 を乗じて得 た額に 1,640円を 加算した額	最高入場料 金等（税込 み）に100 を乗じて得 た額に 7,600円を 加算した額

			アマチュアスポーツ以外	最高入場料金等（税込 み）に200 を乗じて得 た額に 27,500円を 加算した額	最高入場料金等（税込 み）に200 を乗じて得 た額に 27,500円を 加算した額	最高入場料金等（税込 み）に200 を乗じて得 た額に 27,500円を 加算した額	最高入場料金等（税込 み）に200 を乗じて得 た額に 27,500円を 加算した額	最高入場料金等（税込 み）に200 を乗じて得 た額に 27,500円を 加算した額	最高入場料金等（税込 み）に200 を乗じて得 た額に 127,170円を 加算した額
	武道場		一般	420円	420円	420円	420円	420円	1,980円
			高齢者、 障がい者	210円	210円	210円	210円	210円	990円
	会議室				810円	810円	810円	810円	810円
部分 使用	大体育室	1/3 の 場合	一般	540円	540円	540円	540円	540円	2,510円
			高齢者、 障がい者	270円	270円	270円	270円	270円	1,250円
	武道場	1/2 の 場合	一般	200円	200円	200円	200円	200円	960円
			高齢者、 障がい者	100円	100円	100円	100円	100円	480円
個人 使用	小学生及び中学生			1 時間につき 30円					
	高校生			1 時間につき 40円					
	一般			1 時間につき 70円					
	ターゲットバードゴルフ場			1 回につき 200円					
				回数券 1,000円（ 7 枚綴）					
				年間利用券 6,000円					

2 境港第2市民体育館

区分	時間			昼間			夜間		全日
				午前9時 ～正午	正午 ～午後3時	午後3時 ～午後6時	午後6時 ～午後8時	午後8時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時
専用使用	大体育室	入場料等を徴収しない場合	一般	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	6,050円
			高齢者、障がい者	650円	650円	650円	650円	650円	3,020円
			アマチュアスポーツ以外	22,000円	22,000円	22,000円	22,000円	22,000円	101,740円
	大体育室	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツ	最高入場料金等（税込み）に100を乗じて得た額に1,300円を加算した額	最高入場料金等（税込み）に100を乗じて得た額に1,300円を加算した額	最高入場料金等（税込み）に100を乗じて得た額に1,300円を加算した額	最高入場料金等（税込み）に100を乗じて得た額に1,300円を加算した額	最高入場料金等（税込み）に100を乗じて得た額に1,300円を加算した額	最高入場料金等（税込み）に100を乗じて得た額に6,050円を加算した額
			アマチュアスポーツ以外	最高入場料金等（税込み）に200を乗じて得た額に22,000円を加算した額	最高入場料金等（税込み）に200を乗じて得た額に22,000円を加算した額	最高入場料金等（税込み）に200を乗じて得た額に22,000円を加算した額	最高入場料金等（税込み）に200を乗じて得た額に22,000円を加算した額	最高入場料金等（税込み）に200を乗じて得た額に22,000円を加算した額	最高入場料金等（税込み）に200を乗じて得た額に101,740円を加算した額
部分使用	大体育室	1/2 の場合	一般	640円	640円	640円	640円	640円	3,000円

			高 齢 者、 障 が い 者	320円	320円	320円	320円	320円	1,500円
--	--	--	-------------------	------	------	------	------	------	--------

備考

- 1 使用時間を延長（前も含む。）して使用する場合は使用料は、延長時間（1時間未満の場合は1時間とし、1時間を超える端数が30分未満の場合は切捨て、30分以上の場合は切上げて計算する。）につき、各使用時間区分による1時間当たりの額（10円未満は切捨てる。）とする。午前9時以前又は午後10時以降の延長は原則として認めないが、やむを得ず延長する場合は、夜間時間による1時間当たりの2倍の額とする。
- 2 使用時間は、準備及び使用後の整理、原状回復に要する時間を含むものとする。
- 3 「入場料金等」とは、入場料その他これに類する料金をいう。
- 4 教育委員会の定める照度以上の電灯を使用する場合は、別に電灯料金の実費を徴収する。
- 5 「高齢者」とは、使用する人数のうち半数以上が70歳以上の者である場合をいう。
- 6 「障がい者」とは、使用する人数のうち半数以上が心身に障がいをもつ者である場合をいう。

（境港市民テニス場条例の一部改正）

第3条 境港市民テニス場条例（昭和56年境港市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1項を次のとおり改める。

1 境港市民テニス場の利用

名 称	単 位	利用 者	金 額
境港市民テニス場中央コート	1面専用	一般	1時間につき 200円
		高齢者、 障がい者	1時間につき 100円

（備考）

- 1 使用時間1時間未満の端数は、1時間として取り扱う。
- 2 「高齢者」とは、使用する人数のうち半数以上が70歳以上の者である場合をいう。
- 3 「障がい者」とは、使用する人数のうち半数以上が心身に障がいをもつ者である場合をいう。

（境港市地区体育館条例の一部を改正する条例）

第4条 境港市地区体育館条例（平成3年境港市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

別表を次のとおり改める。

1 境港市幸神体育館

時間			昼間			夜間		全日
			午前 9 時 ～ 正午	正午 ～ 午後 3 時	午後 3 時 ～ 午後 6 時	午後 6 時 ～ 午後 8 時	午後 8 時 ～ 午後 10 時	午前 9 時 ～ 午後 10 時
使 用 料	専 用	一般	420円	420円	420円	420円	420円	1,970円
		高齢者、 障がい者	210円	210円	210円	210円	210円	980円
	部 分	一般	200円	200円	200円	200円	200円	950円
		高齢者、 障がい者	100円	100円	100円	100円	100円	470円

2 境港市渡体育館

時間			昼間			夜間		全日
			午前 9 時 ～ 正午	正午 ～ 午後 3 時	午後 3 時 ～ 午後 6 時	午後 6 時 ～ 午後 8 時	午後 8 時 ～ 午後 10 時	午前 9 時 ～ 午後 10 時
使 用 料	専 用	一般	640 円	640 円	640 円	640 円	640 円	2,990円
		高齢者、 障がい者	320 円	320 円	320 円	320 円	320 円	1,490円
	部 分	一般	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円	1,440円
		高齢者、 障がい者	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円	720円

備考

- 「専用」とは、体育館の一括使用をいい、2分の1を超える使用については、専用の欄の使用料とする。
- 「部分」とは、体育室を2分又は3分してその一部分を使用することをいい、2分の1以下の使用については、部分の欄の使用料とする。
- 「高齢者」とは、使用する人数のうち半数以上が70歳以上の者である場合をいう。
- 「障がい者」とは、使用する人数のうち半数以上が心身に障がい有する者である場合をいう。
- 使用時間を延長（前を含む。）して使用する場合の使用料は、延長時間（1時間未満の場合は1時間とし、1時間を超える端数が30分未満の場合は切捨て、30分以上の場合は切上げて計算する。）につき、各使用時間区分による1時間当たりの額（10円未満は切捨てる。）とする。午前9時以前、又は午後10時以後の延長は原則として認めないが、やむを得ず延長する場合は、夜間時間による1時間当たりの額の2倍の額とする。

- 6 使用時間は、準備及び使用後の整理、原状回復に要する時間を含むものとする。
- 7 教育委員会の定める照度以上の電灯を使用する場合は、別に電灯料金の実費を徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条別表、第3条及び第4条別表の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 体育施設の高齢者団体及び障がい者団体利用料金の新設（第1条、第2条別表、第3条及び第4条別表関係）

高齢者及び障がい者のスポーツ活動の推進を図ることを目的として、70歳以上の高齢者及び障がい者が団体で利用する場合に、一般の半額となる料金区分を新設する。

- 2 施設の入場制限に係る規定の見直し（第2条別表以外及び第4条別表以外関係）

入場の制限を規定する条項から「精神に異常があると認められる者」及び「伝染病患者」の表記を削除する。

- 3 施行期日

1 については、令和7年4月1日

2 については、公布の日